



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2021年08月

No.75

特集

【特集】「協議離婚」と「調停離婚」どう違う？

みなさん、協議離婚と調停離婚の違いはご存じでしょうか。いざ、離婚を考えてもどのように離婚をしたら良いのかわからないと相談される方も多くいらっしゃいます。今回は、離婚についてメリットとデメリットを含めご紹介します。

■協議離婚と調停離婚とは

協議離婚とは

夫婦双方で話し合っ、離婚内容（親権者、面会交流、慰謝料、養育費、財産分与など）を決める。



調停離婚とは

家庭裁判所で調停委員（第三者）が立ち会って、双方から個別に話を聞き、離婚を決める。

※どちらにもメリット・デメリットがあります。事前に知っておくことが大切です。

■協議離婚のメリットとデメリット

協議離婚のメリット

○場所や時間を選ばず話し合いができる。

離婚協議書の作成をしたほうが良いが、お互いに書かなくても良いと判断した場合、親権や養育費・財産分与について話し合い、離婚届にサインをするだけで協議離婚は終わり、離婚が成立します。

○短期間で離婚が可能。

当事者間での話し合いで、話がスムーズにまとまれば短期間で離婚が成立する。

○離婚事由を証明する必要がない。

「性格が合わない」「愛情を感じられなくなってしまった」などという理由でも当事者が合意すれば離婚可能です。



協議離婚のデメリット

○話をはぐらかされる・応じてもらえない場合は離婚が成立するまでに時間がかかる。

協議離婚は時間で離婚が成立するのは、相手も同意した場合です。相手が離婚の話を本気にせず話し合いに応じようとしない場合や話しても毎回はぐらかされてしまう場合は、離婚できるまでに時間がかかってしまいます。

○相手が暴力的・感情的な人でも会わなくてはいけない。

協議離婚は直接会って話し合う必要があります。相手が感情的であったり、モラハラ気質であったりという場合、離婚について冷静に話し合いを続けるということ自体が難しいこともあります。

○2人だけで離婚条件や財産分与について決めなくてはいけない。

財産分与、親権、養育費、面会交流等離婚時に取り決めておく事柄は多数あります。離婚後のトラブルを少しでも減らすためには、細かく決めておく必要があります。

○相手に有利な条件で離婚が成立してしまう可能性がある

自分の主張をうまくできなかった場合、相手に言われるがままに離婚条件が決まってしまう、不本意な条件で離婚が成立してしまうかもしれません。

■調停離婚のQ & A

Q:準備が大変ではないですか。

A:戸籍謄本などの必要書類を準備しなければならないことや平日に家庭裁判所に行かなければなりません。準備するものや手続きの流れなどが事前にわかっているれば、それほど苦にならないと思います。

Q:時間は、どのくらいかかりますか。

A:通常、調停手続きは複数回に渡り、次の回まで1か月以上かかることが多いようです。時間がかかるという点はデメリットですが、自分の言いたいことをしっかりと冷静になって伝えることができるのではないのでしょうか。

Q:調停は裁判ですか。

A:調停離婚は、家庭裁判所に行って手続きをしますが、「裁判」ではありません。

勝ち負けを決めるものでもありませんし、あくまで話し合いで双方の意見をすり合わせていきます。

ただし、調停が成立しなければ裁判（離婚訴訟）に進むことになります。

また、調停が成立すると、「調停証書」という書面が作成されます。（裁判判決と同様に法的拘束力を持ちます。）



◆参考資料・参考情報

法務省：離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html

裁判所：動画配信 YouTube より

○ご存じですか？家事調停（10分）<https://youtu.be/5vU6DUc7oul>

○「離婚をめぐる争いから子どもをまもるために」（5分）<https://youtu.be/j6CU95aDDnk>

○「子どもにとっての望ましい話し合いとなるために」（17分45秒）https://youtu.be/uGV8hH3Z_IA

◆相談・援助機関

〈家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については〉

◇家庭裁判所・・・長崎県は、支部・出張所含め11か所あります。

*管内の裁判所一覧・・・<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

◇法テラス・・・日本司法センター <http://www.houterasu.or.jp>

法テラスサポートダイヤル 0570-078374 おなやみなし

(IP電話からは03-6745-5600)

■お知らせ

YELLながさきでは、弁護士無料相談を毎月第3水曜日13時～16時に実施しております。（事前予約が必要です。）

養育費の取決めや履行の確保、消費者金融や悪徳商法などの法律相談について、弁護士等の専門家が相談に応じます。また、お仕事や遠方で来所できない方のために電話相談も行っております。お気軽にお問合せ下さい。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき